

脳ベースインテグレーション療法（BBIT）セミナー受講規約

この規約（以下「本規約」という。）は、吉澤公二（以下「運営者」という。）が主催する脳ベースインテグレーション療法（BBIT）に関する知識及び技能を学ぶために運営者が提供するセミナー（以下「本セミナー」という。）受講における遵守事項その他の受講条件等を定めるものです。本規約に同意しない場合、本セミナーに申し込むことはできず、本セミナーに申込みをした時点で、本規約に同意したものとみなされます。なお、本セミナーは、ベーシックコース及びベーシックコース修了後に受講できるインターミディエイトコースから構成され、ベーシックコースを受講する場合、本規約の第 5 条（認定試験）は適用されず、インターミディエイトコースを受講する場合、本規約の第 4 条（修了試験）は適用されません。

第 1 条 （定義）

本規約における用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 「BBIT」とは、Brain Based Integration Therapy の略称であり、脳全体の機能改善・向上を目的とした運営者が独自に考案した複合的な療法の手法をいいます。
- (2) 「クラス」とは、本セミナーにおける個別の講義単位をいい、1 クラスは 1 回分の講義とみなします。
- (3) 「受講契約」とは、本セミナーの受講にあたって運営者と締結する契約をいいます。
- (4) 「申込者」とは、本セミナーへの参加を希望し、受講契約の締結を運営者へ申し込む者をいいます。
- (5) 「受講者」とは、本規約に基づき受講契約を運営者と締結した申込者をいいます。
- (6) 「セミナー資料等」とは、本セミナーにおいて、運営者から受講者に提供するテキスト、教材・書籍、DVD、PDF データその他本セミナーに関するあらゆる資料・情報の総称であり、運営者がインターネットを通じて配信する動画その他の電子的なコンテンツを含みます。
- (7) 「本規約等」とは、本規約及び運営者が定めるマニュアルその他の本セミナーに関連する規則等の総称です。

第 2 条 （受講契約の成立等）

1. 受講契約は、申込者が運営者に対し、運営者所定の方法によって本セミナー

の受講を申し込み、運営者が当該申込を承諾した場合に、成立するものとします。

2. 申込者が、BBIT 及び本セミナーが医行為又は法令によって制限されている医業類似行為に関するものではないことを理解していない場合は、本セミナーに申し込むことができません。
3. 運営者は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、前項の申込を承諾しないことができます。
 - (1) 申込にあたって虚偽の申告をした場合
 - (2) 過去に本セミナーを受講したことがあり、本セミナーの運営に支障を及ぼしたことがある場合
 - (3) 本規約等に反する事実がある場合
 - (4) その他、申込が適切でないと運営者が判断した場合

第3条 (本セミナーの内容等)

1. 本セミナーは、複数回のクラスによって構成され、運営者が指定する場所において対面又は Web 会議システムを利用したオンライン形式で行います。なお、オンライン形式による場合、受講者の通信回線その他の通信環境によっては、音声が届かない場合や映像が映らない場合がありますが、運営者はいかなる責任も負いません。
2. 受講者は、クラスに出席するにあたっては、次の各号に定める事項を遵守しなければなりません。
 - (1) 撮影、録音、録画行為をしないこと（別途運営者が許可した場合を除きます。）
 - (2) 受講者本人のみが出席し、第三者を代わりに出席させないこと
 - (3) オンライン形式による受講の場合は、第三者に視聴させないこと
 - (4) 体調不良などにより受講が難しい場合、又は他の受講者への健康上の影響が懸念される場合、欠席、途中退席その他の必要な措置をとること
 - (5) 講義中は、運営者又は運営者が指定する第三者の指示に従うこと
3. クラスに途中出席、途中退席又は欠席した受講者は、所定の方法で運営者に通知することによって、当該クラスに関するセミナー資料等を受け取ることができます。
4. 運営者は、必要に応じて、講義内容の撮影、録音及び録画を行い、セミナー資料等又は販促物として運営者の Web サイト等への掲載を行う場合があります。

第4条（修了試験）

1. ベーシックコースにおける全てのクラスを受講した受講者は、次項に定める受験料を運営者に支払うことにより、修了試験を受験することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為があった受講者については、受験が認められない場合があります。
 - (1) 開始時間から15分以上遅れたクラスへの出席
 - (2) 終了時間から15分以上前のクラスからの退席
 - (3) 第3条第2項及び第11条に反する行為
 - (4) その他受講態度として問題がある行為
2. 修了試験の受験料は運営者が別途提示する料金表（以下「料金表」といいます。）に定めるものとし、運営者が別途指定する期限までに、運営者が別途指定する口座に振り込む方法により支払うものとします。ただし、振込手数料は受講者の負担とします。
3. 修了試験を受験した受講者のうち、運営者の定める基準を満たした受講者には、ベーシックコースの修了認定がなされ、本セミナーにおけるインターミディエイトコースの受講が可能となります。
4. 個別の受講契約に基づく修了試験は、原則として1回限りとし、前項の修了認定を受けることができなかった受講者が、修了試験の再受験を希望する場合、新たにベーシックコースに係る本セミナーを申し込み、受講する必要があります。ただし、修了試験の受験日から2年以内は、当該本セミナーの再受講にかかわらず、第2項に定める受験料を支払うことによって受験できるものとします。

第5条（認定試験）

1. インターミディエイトコースにおける全てのクラスを受講した受講者は、次項に定める受験料を運営者に支払うことにより、認定試験を受験することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為があった受講者については、受験が認められない場合があります。
 - (1) 開始時間から15分以上遅れたクラスへの出席
 - (2) 終了時間から15分以上前のクラスからの退席
 - (3) 第3条第2項及び第11条に反する行為
 - (4) その他受講態度として問題がある行為
2. 認定試験の受験料は運営者が別途提示する料金表（以下「料金表」といいます。）に定めるものとし、運営者が別途指定する期限までに、運営者が別途指定する口座に振り込む方法により支払うものとします。ただし、振込手数料は受講者の負担とします。

3. 認定試験を受験した受講者のうち、運営者の定める基準を満たした受講者は、BBIT を適切に行う知識・技能等があることを認められた者として、BBIT 認定療法士の登録を行うことができます。
4. 個別の受講契約に基づく認定試験は、原則として1回限りとし、前項の登録を受けることができなかった受講者が、認定試験の再受験を希望する場合、新たにインターメディアイトコースに係る本セミナーを申し込み、受講する必要があります。ただし、認定試験の受験日から2年以内は、当該本セミナーの再受講にかかわらず、第2項に定める受験料を支払うことによって受験できるものとします。

第6条（受講料及び支払方法等）

1. 受講料は、料金表に定めます。ただし、運営者が、申込者に対し個別の料金プランを提示し、当該料金プランに基づく申込がなされた場合、当該料金プランによります。
2. 受講者は、前項の受講料を、料金表に定める期限（個別の料金プランによる場合は当該料金プランに定める期限）までに、運営者の別途指定する口座に振り込む方法により支払うものとします。ただし、振込手数料は申込者の負担とします。
3. 受講者は、本セミナーにおいて利用することがあるバランスボール、ペンライト、打鍵器、音叉、その他の本セミナーにおいて利用する器具を自らの費用と責任で取得するものとします。
4. 前項の他、通信機器その他の本セミナーを受講するにあたって必要な費用は受講者の負担とします。

第7条（受講料等の返金）

本規約に別段の定めがある場合を除き、運営者が受領した受講料及び受験料は一切返金しません。

第8条（クラスの途中終了又は中止）

1. 運営者は、本セミナーの運営上やむを得ない場合、受講者の承諾なくクラスの実施を途中終了又は中止できます。
2. 前項の場合、運営者は振替としてのクラスを別日に実施し、又は、講義動画その他のセミナー資料等を提供します。

第9条（知的財産権等の帰属）

1. 受講者に提供されるセミナー資料等に関する著作権、商標権、特許権その他

の知的財産権（以下「知的財産権等」といいます。）に関する権利は運営者に帰属します。

2. 受講者は、運営者の書面による事前の承諾なく、本セミナーの受講以外の目的でセミナー資料等を使用してはならず、セミナー資料等を複製、改変、譲渡、貸与、頒布又は公衆送信等してはなりません。

第10条（秘密保持）

受講者は、本セミナーを受講するにあたり、運営者によって開示された一切の営業上、技術上の情報について秘密を保持し、本セミナーの受講以外の目的で使用してはならず、第三者に開示・漏洩してはなりません。

第11条（禁止事項）

受講者は、次の各号に定める事項を行ってはなりません。

- (1) 他の受講者に対する、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘、商品及びサービス等の購入の勧誘並びにセミナー等への参加への勧誘（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含みます。）
- (2) 第三者へのなりすまし
- (3) 自ら又は第三者を利用した、本セミナーと同一又は類似したセミナー、研修その他競業する事業等の実施
- (4) 他の受講者に対する嫌がらせ、その他の迷惑行為
- (5) 運営者の書面による事前の承諾がない、本セミナーで学んだ内容及びBBITの営利目的での使用
- (6) 運営者若しくはその代理人としての行為、又はBBITの活動と第三者に誤認させる行為
- (7) 運営者の知的財産権等を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (8) 運営者、他の受講者、その他の関係者の名誉又は信用を毀損し、又は誹謗中傷する行為その他運営者の活動を不当に妨害する行為
- (9) 本規約等、法令又は公序良俗に反する行為
- (10) その他、運営者が不適切と認める行為

第12条（受講者に対する必要な処分）

1. 運営者は、受講者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、当該受講者に対し、本セミナーの受講の禁止、出席中のクラスからの退席、本セミナーの受講資格及び修了試験（インターメディアイトコースを受講している場合は認定試験）の受験資格の取消しその他の必要な処分をとることができ

ます。

- (1) 前条に定める禁止事項に違反した場合
 - (2) 第3条第2項に違反した場合
 - (3) 受講者の申込に虚偽の内容が含まれる場合
 - (4) 受講者が暴力団等の反社会勢力と非難されるべき関係にある場合
 - (5) その他、前各号に準じる事由がある場合
2. 前項に基づき本セミナーの受講資格及び修了試験（インターミディエイトコースを受講している場合は認定試験）の受験資格が取り消された場合であっても、受講料及び受験料は返金しません。

第13条（損害賠償）

受講者は、本規約に違反した場合、当該違反により運営者及び第三者（他の受講者を含みます。）に生じた一切の損害（合理的な弁護士費用を含みますが、これに限られません。）を賠償しなければなりません。

第14条（非保証・免責）

1. 運営者は、BBIT 及び本セミナーにつき、その完全性、正確性、真実性について、明示的にも黙示的にも一切保証するものではなく、受講者の技量、施術対象者の個別具体的な事情等によっては、運営者が提示する BBIT の有用性を十分に発揮できない場合があります。
2. 運営者は、次の各号に定める事項に起因して受講者が被った損害については、受講料の返還を含め一切の責任を負いません。
 - (1) 第12条に基づく処分
 - (2) 本セミナーの参加の結果
 - (3) 本セミナーで得られた知見・技術の利用の結果
 - (4) 本セミナー以外での BBIT の実施
 - (5) 本セミナーの内容の変更
 - (6) 天災、戦争、争乱、労働争議等の不可抗力
 - (7) その他、運営者の責に帰さない事由
3. 受講者が、運営者の責めに帰すべき事由により何らかの損害を被った場合であっても、運営者は、現実に発生した直接かつ通常範囲内の損害について、現実に受領した受講料の額（個別の受講者から受領した金額をいいます。）を上限として賠償する責任を負うにとどまり、間接損害、特別損害、偶発損害、逸失利益について賠償する責任を負いません。
4. 前2項の規定は、損害の発生につき、運営者に故意又は重過失があった場合は適用しません。

第15条（個人情報の取扱い）

運営者による受講者の個人情報の取扱いについては、別途運営者が定めるプライバシーポリシーによります。

第16条（権利義務の譲渡等禁止）

受講者は、運営者の書面による事前の承諾なく、受講契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をしてはなりません。

第17条（運営者による契約解除）

運営者は、受講者が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要せず受講契約を解除できます。

- (1) 受講者が本規約等に違反し、運営者が相当な期間を定めて催告しても当該期間内に是正がない場合、又は、受講者が是正を拒否した場合
- (2) 受講者と2か月以上連絡が取れない場合
- (3) 第12条第1項各号に該当する場合
- (4) 受講者による背信的な行為があった場合
- (5) 前各号に準ずる事由があった場合

第18条（契約終了後の効力）

受講契約が終了した場合であっても、本規約第7条（受講料の返金）、第9条（知的財産権等の帰属）、第10条（秘密保持）、第11条（禁止事項）、第13条（損害賠償）、第14条（非保証・免責）、第15条（個人情報の取扱い）、第16条（権利義務の譲渡等禁止）、第22条（管轄裁判所及び準拠法）及び本条の規定については、依然として受講者との間で効力を有します。

第19条（反社会的勢力の排除）

1. 受講者は、運営者に対し、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらの者を併せて「暴力団員等」という。）に該当しないこと、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明し、確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配し、又は、実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること
 - (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は、第三者に損害を加

える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(3) 暴力団員等に対して、資金等を提供し、又は、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

(4) 役員又は実質的に経営に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 受講者は、運営者に対し、自ら又は第三者を利用して、不当要求行為を行わないことを表明し、確約します。
3. 受講者が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、又は前項に違反した場合、運営者は、何らの通知又は催告を要せずして、受講契約を解除できます。

第20条（規約の変更）

運営者は、本規約を変更する場合、その効力発生日を定め、効力発生日までに、運営者のWebサイトへの掲載その他の方法により次の事項を周知します。

- (1) 本規約を変更する旨
- (2) 変更後の本規約の内容
- (3) 効力発生日

第21条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有します。

第22条（管轄裁判所及び準拠法）

1. 本規約等又は受講契約に関連する一切の紛争については、運営者の住所地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 本規約は、日本法に準拠します。

（附則）

本規約は、2022年3月1日から施行します。